

町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画改定検討委員会設置要領

第1 設置

町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画の改定に関し、市民等の意見を聴取するため、町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画改定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

(1) 町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画の改定に関する事。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

1 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

第4 委員の任期

委員の任期は、委員会が第2の規定による報告をしたときまでとする。

第5 委員長及び副委員長

1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、経済観光部観光まちづくり課において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員

会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、2022年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、2023年9月30日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、2023年2月1日から施行する。

別表（第3関係）

学識経験を有する者 3人以内

町田薬師池公園四季彩の杜周辺地域の町内会・自治会の代表 3人以内

町田薬師池公園四季彩の杜に関する団体の代表 2人以内

一般社団法人町田市観光コンベンション協会の代表 1人